## 入 札 説 明 書

分任支出負担行為担当官 森林技術総合研修所長

この度、下記により一般競争入札を執行するので、希望があれば入札に参加されたい。なお、本入札に係る落札及び契約締結は、本件に係る令和7年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

記

- 1 競争入札に付する事項
- (1)件 名:令和7年度高速カラー印刷機保守業務
- (2) 対象機器:令和3年4月に5か年国庫債務負担行為による賃貸借契約を結んだ物件
  - ①ORPHIS GD9630 1台
  - ②ORPHIS GD9631 1台
- (3)予定数量:契約書(案)のとおり
- (4) 履行場所:森林技術総合研修所 1階印刷室(東京都八王子市廿里町1833-94)
- (5) 契約期間:令和7年4月1日~令和8年3月31日
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項は、入札公告2に記載のとおりとする。
- 3 入札、開札の場所及び日時
- (1) 場所:森林技術総合研修所 1階 会議室
- (2) 日時:令和7年3月7日16時

郵便入札の場合は書留等配達記録の残るものとし、

令和7年3月6日17時必着とする。

なお、再度の入札を引き続き行う場合、郵便入札の者は

再度の入札に参加できない。

## 4 落札者の決定方法

入札公告8に記載のとおりとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者を落札者とすることがある。

#### 5 再度入札

入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、 直ちに再度の入札を行うこととし、それによってもなお、落札者となるべき者が決定し ない場合には、入札条件を見直し、再度公告入札に付することとする。なお、再度の入 札を引き続き行う場合、郵便入札の者は再度の入札に参加できない。

#### 6 その他

- (1)提出された書類については、本件の目的達成のためのみに使用し、他の用途には 使用しない。
- (2)入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省 庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- (3)入札者は、本件の実施にあたり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の軽減、資源の再利用に努めること。
- (4)農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しているので、入札者は、当該対策の内容を承知の上で、入札に参加すること。

林野庁ウェブサイト (<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu\_nyusatu/index.html">https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu\_nyusatu/index.html</a>) 森林技術総合研修所ウェブサイト (<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/kensyuu/pdf/for\_trader\_191107.pdf">https://www.rinya.maff.go.jp/j/kensyuu/pdf/for\_trader\_191107.pdf</a>)

(5) その他の入札に関する事項については入札心得によるものとする。

## 入 札 心 得

(総則)

第1条 森林技術総合研修所長の所掌に属する物品の製造その他の請負契約、物品の買入れ 契約、委託契約その他の契約に関する入札については、法令その他に定めるもののほか、 この心得によるものとする。

## (入札等)

- 第2条 入札参加者は、あらかじめ入札公告、入札説明書、契約書案及び現場等を熟知の上、 入札しなければならない。なお、入札公告等の記載内容に疑義があるときは、入札時刻に 支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。
- 2 入札参加者は、入札書(別紙様式第1号)を作成し、封かんの上、入札者の氏名(法人にあっては、法人名)、宛名及び入札件名を表記し、入札の公告に示した日時までに入札しなければならない。
- 3 入札書を郵送により提出する場合は、二重封筒とし、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、表封筒に封かんの上、「入札書在中」と朱書きして書留郵便にて、分任支出負担行 為担当官あて親展で提出しなければならない。
- 4 入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引換え、変更又は取消しをすることができない。
- 5 代理人によって入札する場合には、その入札前に代理人の資格を示す委任状(別紙様式 第2号)を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければなら ない。
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 7 入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。
- 8 入札参加者は、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 71 条第 1 項の規定に 該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることができない。
- 9 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙様式第3号)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

#### (公正な入札の確保)

- 第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又 は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示しては ならない。

#### (入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をする等の場合において、入札を公正に執行 することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札 の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

#### (無効の入札)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状のない代理人のした入札
- (3) 記名のない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理 人が他の入札者の代理をした入札
- (7) 入札時刻に遅れてした入札 (郵送の場合による提出期限までに到達しなかったものを 含む)
- (8) 暴力団排除に係る誓約事項に、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

#### (再度入札)

- 第6条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札 を行うことがある。この場合、第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入 札は無効とする。
- 2 前項の入札を行ってもなお落札者がない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。
- 3 第1項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。
- 4 直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、 再度の入札を行う。

## (低入札価格調査制度、調査基準価格)

- 第7条 森林技術総合研修所所管に係る製造その他の請負契約(予定価格が1千万円を超えるものに限る。)について予算決算及び会計令第85条(同令第98条において準用する場合を含む。)に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額(調査基準価格)に満たない場合とする。
- 2 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、事後の事情聴取に協力すべきものとする。

# (落札者の決定)

第8条 予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格(会計法(昭和22年法律第35号)第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの。以下同じ)をもって入札した者を落札者とする。

ただし、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合は、入札を「保留」し、調査のうえ落札者を後日決定する。この場合は、最低価格をもって入札した者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

2 入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、その結果を、落札者及び最低価格の入札 者(最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ)に通知し、他の入札者にはその旨通知 する。

#### (同価格の入札)

第9条 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にく じを引かせて落札者を定めるものとする。なお、当該入札をした者のうちくじを引かない 者又は郵便による入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札 事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## (契約書の提出)

- 第10条 落札者は、契約書を作成するときは、分任支出負担行為担当官から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日から5日以内に分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官が事情やむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができる。
- 2 分任支出負担行為担当官は、落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないと きは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。

#### (異議の申立)

第11条 入札をした者は、入札後にこの心得、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案 及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## (その他の事項)

第12条 この心得に定めるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

入 札 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 森林技術総合研修所長 殿

件 名:令和7年度高速カラー印刷機保守業務

	億	千万	百万	十万	万	千	百	+	円
V									
Ť									

上記のとおり、入札心得、入札説明書等を承諾の上、入札します。 なお、記載金額の内訳は、以下のとおりです。

# (内訳)

区	分	単	価(円)	予定数量(枚)	計(円)
カラー	A 3			21,000	
カラー	A 4			523,000	
モノクロ	A 3			3,000	
モノクロ	A 4			161,000	

住 所 商号又は名称 代表者氏名 (代理人氏名

# (記載要領)

- 1. 提出年月日は必ず記入すること。
- 2. 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 3. 金額の訂正はしないこと。
- 4. 用紙の寸法は、A4判とし、縦長に使用すること。
- 5. 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
- 6. 括弧内は、代理人が入札するときに使用すること。
- 7. 委任状と別葉にすること。

委 任 状

私は、 を代理人と定め、分任支出負担行為担当官 森林技術総合研修 所長の発注する「令和7年度高速カラー印刷機保守業務」に関し、下記の権限を委任し ます。

記

・入札に関する一切の権限

令和 年 月 日

住 所 所 房 又 は 名 称 代 表 者 氏 名 代理人所属先住所 代理人所属先・役職 代 理 人 氏 名

分任支出負担行為担当官 森林技術総合研修所長 殿

# (記載要領)

- 1. 用紙の寸法は、A4判とし、縦長に使用すること。
- 2. 代理人を選定する場合は、適宜括弧内を記載すること。

# 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも 該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴所の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (1)暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。